

養父市農業委員会

第3回会議録

令和元年12月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第3回会議録

1. 開催日時 令和元年12月24日(火曜日) 午後1時30分開会
2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室
3. 議 事
議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について
議案第10号 非農地証明について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項
報告① 農地法第3条の規定による許可申請について
報告② 農地の使用貸借の解約通知について
報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4. 出席農業委員(13名)
1番 秋山博 2番 山根達夫 3番 藤原義幸 4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄 6番 奥藤雅行 7番 前川章 8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一 10番 北本健一郎 11番 坂本秀夫 12番 西谷英樹
13番 圓山満
5. 欠席農業委員(なし)
6. 出席推進委員(11名)
14番 小林誠 15番 内田重雄 16番 木下計介 17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一 19番 安達繁 20番 栗田匡晃 21番 林田雅美
23番 森脇耕助 24番 井上勝雄 25番 藤原健次
7. 欠席推進委員(1名)
22番 上垣美由紀
8. 事務局出席職員
局長 圓山 修一 主幹 森本 重良 主幹 稲津 義彦 主査 福垣 周作

事務局 : それでは、ただ今より第3回農業委員会総会を開催します。開会に先立ちまして、会長よりあいさつをお願いします。

谷垣会長 : はい。皆さん、こんにちは。もう、あと本年も1週間ほどになりました。いろいろと気ぜわしいところではありますけれども、今日は、第3回の総会を開催しましたところ、大変、皆様、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、今日は、午前中に各担当委員さんを初め、農業委員さん、推進委員の皆さんで現地調査も行っていただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

この間、小野市の農業委員会が本市へ視察に来られたのですけれども、一つその中で出ておりましたことは、最近、テレビでもよく話題になっておりますイノシシの被害で、小野市さんでは大変苦勞されているということでした。養父市では、ワイヤーメッシュを使った形での防護柵が功を奏して、大分、イノシシや鹿の被害が少なくなってきたとは思いますが。小野市さんでは、イノシシ等の対策に苦慮されているという現状のお話や、今、建屋の能座の方でやっておりますスマート農業についても小野市さんは大変関心を持っておられて、そのようなお話を養父市の担当課から説明をしていただいたというようなことでもございました。

そのようなことで、養父市の農業委員会としてもたくさん課題があるわけがありますけれども、今日、皆さんのお手元にもお配りをし、市民の皆さんにも配布をしましたこの『農業委員会だより』が今まで市の広報の中で1ページの半分を使って広報の形でしておりましたが、今回から、毎月というわけにはなかなかいきませんが、年に何回かは、このような『農業委員会だより』を市民の皆様にもお示しをして、農業委員会としては、このような活動をして、市民の皆さんにはこのようなご理解、協力していただきたいということで発行していこうと思っているわけでありまして。開いて見ていただきましても、3ページに各地区それぞれのいろいろな課題、問題点等が出てきている。その課題解決に向かって、それぞれの地区ではこのような解決方法に取り組んでいったら一つでもその解決につながっていくのではないかとというようなことも載せているところでもあります。

そのようなことで、本年は、これであと1週間ほどで終わるわけでありましてけれども、また来年に向けて各委員さんにはいろいろとご苦勞をお掛けするのではないかと思います。ひとつ今日は、議案審議も含めまして、いろいろとよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局 : ありがとうございます。それでは、会議成立報告。初めに、会議成立について報告をさせていただきます。本日の出席は、農業委員13名全員の出席です。農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっていま

すので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、11名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長をお願いしたいと思います。

議長： はい。養父市農業委員会会議規則第16条の規定によりまして、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の大谷農業委員と6番の奥藤農業委員をお願いいたします。

それでは、5番の議案第9号の議事に入ります。議案第9号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料としましては、1ページ及び2ページをご覧ください。議案第9号、農業経営基盤法に基づく農地利用集積計画の承認を求めます。

まず、1ページ目です。農地利用集積計画の概要について説明をします。公告日は、来年の令和2年1月6日を予定しております。

1番「利用権設定に係る面積、筆数及び戸数」です。面積が6,553㎡、筆数は、5筆です。利用権の設定を受ける戸数ですが、1件となっております。利用権を設定する戸数は3戸です。

2番としまして、設定する利用権の概要です。使用貸借権が5筆で6,553㎡となっております。利用権の期間ですが、10年契約となっております。

詳細につきましては、2ページです。

土地は、大屋町加保で、5筆とも大屋町です。利用権設定を受ける者は、大屋町加保の記載のとおり3名の方となっております。利用権の設定を受ける者として、公益社団法人の兵庫みどり公社中間管理機構となっております。

以上で説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件につきまして質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第9号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第10号「非農地証明について」を議題といたし

ます。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料としましては、3ページからです。議案第10号「非農地証明交付申請の承認について」です。5件あります。3ページと4ページに記載しております。

番号1番。農地の所在地は関宮、地番が618番の3、面積が89㎡、所有者は養父市関宮の方です。非農地の理由ですが、昭和33年頃より公民館用地として利用されておりました。8ページの本人さんの申請の顛末書の辺りに詳しく非農地となった理由や誤って登記されている理由が書かれておりますのでご覧ください。今回は、地目変更を目的とされております。5ページから8ページです。

続きまして、番号2番。土地は関宮、地番が598番の2、面積は185、所有者は先ほどと同じ方で養父市関宮の方です。この土地は、昭和62年頃、亡き父が所有されており、倉庫及び車庫を建築して以来、宅地利用されている土地です。こちらも地目変更が目的です。平成25年に相続をされておる土地です。資料は、9ページから11ページです。

続きまして、番号3番。土地の所在地は、畑及び稲津です。合計で7筆あります。合計が1,834㎡です。所有者は、養父市稲津の方です。非農地となった理由につきましては、平成11年に相続により所有権を取得されております。取得されて以来、耕作をしておらず、もう非農地化しております。今回、現況に合わせて地目の変更をされたいということです。資料としましては、12ページから25ページです。

続きまして、4ページです。番号4番。土地の所在地は中瀬です。1筆で面積が432㎡です。所有者は川西の方です。非農地の理由としましては、祖父の代より隣の方に貸しておられます。その方が、もう土地を倉庫及び車庫として利用されており非農地化しているので地目変更したいということです。平成28年に相続をされております。資料は、ページ26から29です。

番号5番。土地の所在地は八鹿町八鹿です。これは、すみません、「1筆」と書いてありますが「2筆」の間違いです。1,365番の3と1,365番の5の2筆です。2筆の面積は146㎡です。所有者は、八鹿町八鹿の方です。非農地の理由としましては、136番の3の土地につきましては、隣の住宅進入路として利用されておりました。136番の5の土地につきましては、建物が建っておりましたが、今は建物を取り壊し、基礎が残っておりますが、非農地化している状態ということです。どちらも地目変更を目的とされております。資料としましては、30ページから35ページです。以上で説明を終わります。

議長： はい、事務局の説明が終わりました。次に、1番の関宮の件についてですが、2番も同じ申請者であるため一括審議といたします。担当農業委員の説明を求

めます。2番、山根農業委員。

山根委員： はい、山根です。ページ数からいきましたら、最初の申請が5ページからです。場所的には、関宮の、ここには載っていないですけども、地域局のすぐそば、9号線の少し下ぐらいになると思います。一番分かりやすい写真でいきますと、7ページなのですが、上の写真の赤印が下りている所が618の3、そして、これには、申請ではないですけども、左側の下の畑の部分、それが618の2です。

次のページにも書いてある顛末書を付けてもらっております。これは、その右の建物が関宮区の建物で。それで、以前は5人でしたか、大体、昔の区の公民館は、そのような名義になっております。今回、そのような申請のものをこの赤印、これは、ゲートボールや普段は祭りのときなどに使っている所なのでですけども、それを一括して名義を関宮区にしようと思ったときに618の3が申請者の名義になっておりました。

だから、昭和33年頃でしたか、申請したときに618の2と618の3を間違えて登記されていたということです。それで、自分が思っていた所は農地なのだけですけども実際にはゲートボール場だったので、今回、非農地ということで申請が上がっております。

引き続きまして、11ページ、今回の申請地の真ん前の所ですけども、下の写真を見てもらいますと、車庫になっております。これの左側がこの方の母屋になっておりまして、これも30年ぐらい前にこの倉庫を建てられたそうです。今回、相続関係のことがありまして、名義変更したときに初めてそれが農地で残っていることが分かりましたので、それも併せて非農地証明ということで申請が上がっております。以上です。よろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 現地に今日行きまして、現状は、1点は完全に宅地化していますし、もう1点の車庫前は、車庫の進入口という結果でございました。以上です。

議長： はい、続いて担当推進委員の説明を求めます。24番、井上推進委員。

井上委員： 失礼します。24番の井上でございます。今朝ほど、農業委員さんと担当の方と現地を確認させていただきました。現状は、私も同じ関宮の住民でありますけれども、町内ではないのでめったに通らない所で、久しぶりに通ったという感覚で、先日、1度下見させてもらって、本日改めて確認しましたところ、これは宅地に間違いなし、農地ではないことを確認できましたので報告しておきます。

議長： はい、説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい、質疑なしと認め、議案第 10 号の 1 番及び 2 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、3 番の畑の件につきまして担当農業委員の説明を求めます。6 番、奥藤農業委員。

奥藤委員： はい、畑のウルシ谷は、ちょうどお手元の資料の 12 ページから 13、14、15、16、17、18、19 ですね。この 19 ページの溝ノ口の 54 の 3 以外は、全て現状は山ということを確認いたしました。

あと、溝ノ口の 54 の 8 につきましては、共同で村の土地ということで使っておられる状況でございます。現況は、運動場のような感じであります。他は、完璧に山林化しております。

186 の 1 に関しては、少し異議がございましたけれども、ほぼ森林化していますので、現状では山と判断いたしました。以上でございます。

議長： はい、続きまして、現地調査委員の説明を求めます。9 番、西谷眞一農業委員。

西谷委員： はい、今朝ほどより現地を確認に行きまして、今も報告がありましたように、54 番の 8 以外は、写真を見ていただいたら分かると思っておりますけれども、森林になっておりまして、農地ではないことを確認いたしております。

それから、54 番の 8 は、先ほどの説明の中にありましたように、基盤整備の残地だったそうでして、たくさんの人の名前に分けていると。字限図を見ていただいたら分かると思っておりますけれども、細かい土地にたくさん分かれておりまして、そこを以前は区の遊園地、公園ですか、に使っているということで、実質、もう農地ではないことを確認しておりますので、報告いたします。

議長： はい、続いて担当推進委員の説明を求めます。18 番、鷹野推進委員。

鷹野委員： 18 番、鷹野でございます。今朝ほど他の委員さんと一緒に現地へ伺わせてい

ただきました。ご指摘のとおり、54 の 8 以外は、ほぼ人工林や雑木林などで、本当に森林化している状況でございます。以上です。

議 長： はい、説明が終わりました。この件につきまして質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい、質疑なしと認め、議案第 10 号の 3 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、4 番の中瀬の件について、担当農業委員の説明を求めます。2 番、山根農業委員。

山根委員： はい、2 番、山根です。ページ数は、26 ページからです。関宮の中瀬は 9 号線の途中を走っていきまして、ハチ高原方面へ走る進入路から 4、5 分の所にある地区なのですけれども、写真を見てもらいましたら、28 ページ、29 ページなのですが、左の方はアップで撮ってもらいましたススキの写真です。右は、大体、赤線の所が今回の申請地です。

ここは、昭和 10 年よりと書いてありますけれども、登記簿は「畑」になっていて、今は隣の方が管理していますけれども、作ったこと、畑ではないと言っていました。

それで、ここの赤枠の所なのですが、過去にサザンカでしたか、植えていまして、その切り株というか、それがまだ十数個残っていまして、手前の、これでは見にくいのですけれども、茶色い蔵のような写真の下にもまだそのようなサザンカが残っていまして、奥の方にも大木がまだあります。

隣の方が草刈りをして、まだ畑できれいに見えるのですけれども、現実には、何もずうっと作っていない状態でありまして、今回は、隣の人と売買的なお話がありまして、このような相談をしまして非農地証明願を出させてもらったということのようです。

下の写真でも車庫が建っていまして、その辺りの申請はまた別として、今回は非農地証明願だけということを出してもらっているようです。以上、審議をよろしくお願いします。

議 長： はい、ありがとうございました。続いて現地調査委員の説明を求めます。7 番、前川農業委員。

前川委員： はい、7番、前川です。本日午前中にこちらの現場を確認してまいりました。現地を確認したところ、先ほどの担当の山根農業委員からも説明がありましたとおり、農地でない状況ではなかったのです。まだ農地と見て取れるような状態でありました。他の現地に行かれた農業委員ともその場で審議をしておいたのですが、確かに草等は茂っておりますが、農地パトロールをした結果がどうなのだろうということが気になりまして、こちらに帰って来てから事務局に確認したところ、農地パトロールの結果は、A判定もB判定も出ていないことを確認しましたので、それであるならば農地でないとは言えないという確認のご報告をさせてもらいたいと思います。ご審議をよろしく願います。

議長： はい、続いて担当推進委員の説明を求めます。24番、井上推進委員。

井上委員： 失礼します。24番、井上でございます。私ども現地調査は、3回目になるのですが、先ほどおっしゃったとおり、普段から気にして通っている道では実はないのですが、改めてその土地を目前してみると、確かに2段畑、田んぼと畑というイメージだったのですが、改めて私も個人的に考えますと、この会で個人的なことはどうかと思いましたが、農地に近いものだろうという認識は、一応、持ちました。

現地の29番の写真の車庫の裏に関しては、これは農地ではないという個人的な意見を述べさせていただきたいと思います。

議長： はい、説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。はい、5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。調査委員として現地へ今日の午前中に行っておりました。確かに、ご説明があったとおり農地性はあります。これを非農地にする理屈は無いと思います。管理をやっていただければ十分な農地でございます。

ただ、車庫がありますので、また手続き等をお願いしたらいいと思いますけれども、私としては、非農地の証明を出すことはできないという考えであります。以上です。

議長： 他にございませんか。はい、3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： はい、3番、藤原ですけれども、ここに車庫が建っていることは、先ほど言われたように、これは、やり直していただかなければいけないと思いますが、当事者は、どのようにこれから利用されていくかという意向もきちんとお聞き

して、このようなものを非農地と認めるとこれからいくらでも増えていきますので、これは認められないのではないかと私は思いますけれども、いかがなものでしょう。以上です。

議 長： はい、5番、大谷農業委員。

大谷委員： 申請者に少し私も調査のときに聴きましたら、別に農地でもいい、農地でも今後、所有権移転はできる、してもいいのだということをおっしゃったので、そうしたら、わざわざでは無いと思っておりまして、ここで皆さんのご審議がどうかは分かりませんが、後々の整理は、所有権移転と本人の思いはできるのではないかとこの感覚を持っております。以上です。

議 長： はい、他にはございませんか。はい、2番、山根農業委員。

山根委員： はい、今回の申請は、確かに先ほど申し上げたように素直にいけば3条でそのまま売買の件が流れるのですが、本人は、車庫がもう建っているという危惧がありましたので事務局にも相談に行って、それで非農地で最初に出してからという話になったようで、本人も今日も言っていました、そこで畑で、これは非農地などは関係ないけれども、百姓というか、野菜などの物を作る気は全く無いと言っていましたから、それが結局、非農地という意味ではないですが、過去に他で何十年も登記は畑であっても作ったことが無く、木を植えておったぐらいなので、これを見ただけで非農地と言うのはおかしいという意見はあると思います。

だけれども、先ほど言ったように、本人は隣の人なのだけれども、このように草刈りをして、今は、ススキ程度になっております。

これを例えば農地でずうっと残すにしても、これから今の状態で行けば、作物を作ろうと思ったら、それこそ重機を入れて掛かなければ、何十年もススキ畑ですから、少しそのように大変な面もあるのではないかとこのことが非農地としたのではないかと思います。

議 長： そのような、今、担当農業委員の説明がございましたが、暫時休憩します。

(休 憩 中)

議 長： 再開いたします。他にございませんか。それでは、議案第10号の4番を採決いたします。本案は、原案どおりに決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

議 長： はい、挙手少数でありましたので、本案は否決されました。続きまして、5番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： はい、11番、坂本です。1365の5の土地ですけれども、申請人の先代が昭和30年頃に家を建てておっただけです。それで、近所の人に壊して売却する予定にしていたら、その土地が、昔、60年ほど前に畑のまま家を建てておいて、現状は、そこの家の前まで上下水道の升が来ていますし、今回、このように売却という絡みが入ってきたので非農地申請が出されたようです。

1365の3も、始末書、顛末書が出ていますが、そのとおりで近所の人に進入路として売却していたものが申請されていなかったのも、今回、非農地証明で私道の設置として申請が出されています。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： はい、大谷です。午前中に現地を確認させていただきました。担当委員からご説明があったのですけれども、1365の5は、以前、家があったことを記憶しておりまして、現状を見ますと、基礎関係が全部残っております。

それから、この右の狭い方ですが、写真を見てのとおり、昔から道路になっておりまして、これも「ああ、こんなことになってるのかな」ということで、今日、気がつきましたけれども、どちらも非農地を発行すべきではないかと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

議 長： はい、続きまして、担当推進委員の説明を求めます。14番、小林推進委員。

小林委員： 14番の小林です。一緒に現地を見た結果、完全にコンクリート舗装された道路になっている所と家を上の方だけ潰した更地状態になっております。どのように見ても普通の更地になっておりますので、農地ではないものと見受けられます。

議 長： はい、説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第10号の5番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、36 ページをご覧ください。議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号 1 番、養父市八鹿町八鹿の土地 1 筆、面積は 19 m²です。譲渡人は、養父市八鹿町八鹿の方、譲受人も同じく養父市八鹿町八鹿の方です。隣接地に一般住宅を建設するにあたり、進入路を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは、37 ページから 39 ページです。以上です。

議 長： はい、事務局の説明が終わりました。次に 1 番の八鹿町八鹿の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： はい、申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連担する地域内にあり、農地の集団規模が小さいため、第 3 種農地に該当いたします。一般基準については、資力、信用を残高証明や同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響が無いことから、本議案を許可することについて農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。11 番、坂本農業委員。

坂本委員： はい、11 番、坂本です。1365 の 5 の土地の進入路の拡張のための転用だと考えられますので、よろしくをお願いします。

議 長： はい、続いて現地調査委員の説明を求めます。5 番、大谷農業委員。

大谷委員： 5 番、大谷です。39 ページの地図を出してもらえれば有り難いと思います。先ほど非農用地のご審議で出ましたのが左側の 1365 の 5、それから右の方に道路、1365 の 3 で、今回の申請は、中央部の下ですね。19 m²、1365-4 です。先ほど言いました 1365 の 5 に対して建築されるようなので、少し道の幅が狭い現状なので、拡幅して通路として使いたいという申請だと思っております。5

条申請ですので県知事の許可になるわけですが、養父市農業委員会としてもやはりどうなのかということなのですが、当然、進入路は要るので転用の申請をされておりますので、どうか許可いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長： はい、続いて担当推進委員の説明を求めます。14番、小林推進委員。

小林委員： 小林です。先ほど農業委員さんが説明したとおりだと思います。どうしてもここに行くには不便な細い道なので、そのような申請がなされているものだと思います。

議 長： はい、説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい、質疑なしと認め、議案第11号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料は40ページです。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、報告します。11月16日から12月15日までに許可した案件です。5件あります。

番号1番。土地の所在地は大屋町筏、地番が107番の1の1筆です。面積は102㎡、譲受人が大屋町筏の方です。譲り受け前の耕作面積は、9,369㎡です。譲渡人は、神戸市の方です。権利の種類と方法ですが、所有権を売買によって移動されております。申請日、許可日は、記載のとおりです。

番号2番。土地の所在地は、大屋町筏です。地番が107番の2、1筆です。面積が1,196㎡です。譲受人は、先ほどと同じ大屋町筏の方です。譲り受け前の面積は、9,369㎡です。譲渡人は、川崎市の方です。こちらも所有権を売買によって移動されております。申請日、許可日は、記載のとおりです。

番号3番。土地の所在地は、建屋の894番の1と894番の2の2筆で、面積が2,249㎡です。譲受人は、養父市建屋の方です。譲り受け前の耕作面積は、900㎡です。譲渡人は、尼崎市の方です。こちらは、所有権を贈与によって移

動されております。申請日、許可日は、記載のとおりです。

番号4番。土地の所在地は、関宮です。618番の2、1筆で42㎡です。譲受人は、養父市関宮の方で、譲り受け前の耕作面積は、8,042です。譲渡人は、関宮区です。所有権を贈与によって移動されております。こちらは、非農地証明願の1番のやり取りと同じものです。

番号5番。土地の所在地は、大屋町大屋市場47番、1筆です。面積は155㎡、譲受人は宮津市の方です。耕作面積は、ゼロです。譲渡人は、岡山県の倉敷市の方で、所有権を贈与によって移動されております。備考の所を書いてありますが、空き家に付属する農地として所有権の移転がありました。報告1の説明を終わります。

議長： はい、事務局の説明が終わりました。この件につきまして質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終ります。続きまして、報告②の「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。報告②「農地の使用貸借の解約通知について」を報告します。こちらも11月16日から12月15日までに解約通知のあったものです。1件あります。

土地の所在地が建屋の894番の1と894番の2の2筆です。賃貸人が尼崎市の方です。貸借人が建屋の方です。合意解約年月日が令和元年の10月31日、土地の引き渡し日も同日です。解約の条件は、ありません。合意解約によるものです。以上で説明を終わります。

議長： はい、事務局の説明が終わりました。この件につきまして質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい、質疑なしと認め、この件の報告を終ります。続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料としましては、42ページです。報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の説明をします。相続等の届出があったので報告します。3件あります。

番号1。土地の所在地は、大屋町大屋市場と大屋町須西です。5筆あります。面積が1201.91㎡、申請人が明石市の方です。取得した日は令和元年の10月3日で、相続により所有権を取得されております。被相続人は、記載の方です。

番号2番。土地の所在地は、伊豆です。13筆ありまして、合計の面積は5,870㎡、申請人は伊豆の方です。取得した日は令和元年11月18日、相続により所有権を取得されております。被相続人は、記載の方です。

番号3番。土地の所在地は、八鹿町浅間です。3筆ありまして、面積が623㎡、申請人は八鹿町浅間の方です。取得した日は令和元年11月21日、相続により所有権を取得されております。被相続人は、記載の方です。以上で説明を終わります。

議長： はい、事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： はい、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上をもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣重俊

署名委員 大谷忠雄

署名委員 奥藤雅行